

令和8年度中に策定・変更・廃止が予定されている計画等

計画の名称	計画期間	区分 策定 変更 廃止	法律上の位置づけ				その他	備考(根拠法令、上位計画等)	所管部局名 所管課名
			法定 受託	義務	努力 義務	任意			
(仮称) 滋賀県における高等学校教育と県立高等学校に関する将来ビジョン	R9~R22(予定)	策定					○	-	教育委員会事務局 高校教育課魅力ある高校づくり推進室
(仮称) 滋賀県高等学校教育改革実行計画	R9~R13(予定)	策定					○	根拠法令：高校教育改革に関する基本方針(グラウンドデザイン)3(1)	教育委員会事務局 高校教育課
滋賀県読書バリアフリー計画(第2期)	R9~R13	策定			○			上位計画：滋賀県教育振興基本計画 根拠法令：視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律第8条第1項	教育委員会事務局 生涯学習課
次期(仮称) 滋賀県立図書館基本運営方針	R10年度から概ね10年	策定			○			上位計画：滋賀県教育振興基本計画 根拠法令：図書館の設置及び運営上の望ましい基準(文部科学省告示)	教育委員会事務局 生涯学習課 図書館

## (仮称) 滋賀県における高等学校教育と県立高等学校に関する将来ビジョンの策定について

### 1 策定等の趣旨(策定に向けた基本的な考え方)

- 児童・生徒数の減少が見込まれる、これからの時代における本県高等学校教育の振興に向け、滋賀の子どもたちの視点を出発点に置いて、子どもたちの意見を反映しながら検討を進める。
- 本県の高等学校教育を新たな学びへと変革するための機会として捉え、滋賀の子どもたちの、高等学校教育段階での教育の質の向上、教育環境の整備・充実、という観点をもちながら、県立高等学校の配置のあり方も含めて、議論・検討を進める。
- 滋賀の子どもたちにとって、通学のしやすい範囲の中に、興味・関心に応じた学びを提供する学校の選択肢(進路選択の機会)を確保する、という観点での議論・検討を進める。
- 現在の高等学校の学びの状況や、生徒の意見、全国事例などをもとに県民等との対話を重ね、「目指す高等学校教育の姿」「県民が求める高等学校のあり方」について県民等と共有するとともに、その実現に向けた議論の機運を高めていく。

### 2 計画の枠組

#### (1) 計画の位置づけ

- 令和8年2月13日に国において策定・公表された、『高校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン)~2040年に向けた「N-E.X.T.(ネクスト)ハイスクール構想」~』を踏まえながら、県として目指すこれからの高等学校教育の姿や県立高等学校の在り方などについての将来ビジョンをとりまとめる。
- 滋賀県人口ビジョン(令和6年7月策定・令和7年12月更新)や滋賀の教育大綱(第4期滋賀県教育振興基本計画)(令和5年12月策定)等、他の計画や方針等との整合・調和を図る。

#### (2) 計画期間

令和9年度(2027年度)~令和22年度(2040年度)

### 3 令和7年度における取組および今後のスケジュール

#### (1) 令和7年度における取組

##### ① 附属機関「滋賀県立高等学校在り方検討委員会」

令和8年1月23日 第1回滋賀県立高等学校在り方検討委員会

- ・ 委員長の選出、職務代理者の指名
- ・ 諮問
- ・ 協議「これからの滋賀県高等学校教育の在り方について」

令和8年3月30日 第2回滋賀県立高等学校在り方検討委員会

- ・ 協議「高等学校教育の役割について」
- 「本県の産業教育の在り方について」
- 「支援・配慮を必要とする、一人ひとりに寄り添った学びの在り方について」

## ②教育・子ども若者常任委員会

令和7年10月10日 これからの県立高等学校の在り方にかかる検討の進め方について  
令和7年12月12日 これからの県立高等学校の在り方にかかる検討について  
令和8年3月11日 これからの県立高等学校の在り方にかかる検討について

## ③ヒアリング

高校生	令和8年3月～	4回	64人（中学生7人含む）
大学生	令和7年12月～	3校	25人
保護者等	令和8年1月～	2回	15人
私立高等学校	令和7年10月～	10校	
大学	令和7年10月～	9校	
教育関係団体	令和7年10月～	1回	
不登校相談支援団体	令和7年12月～	1回	
企業	令和8年2月～	1社	
学習塾	令和8年3月～	3社	
県立高等学校管理職	随時実施		

## ④アンケート

県民対象 「目指したい滋賀の高等学校教育の姿について」  
・実施期間：令和7年12月～令和8年3月末  
・実施方法：しがネット受付サービス  
・回答数：396件

## (2) 令和8年度のスケジュール

### ①附属機関「滋賀県立高等学校在り方検討委員会」

令和8年6月～	部会の設置（オンライン開催） 「普通科高校等部会」 「産業教育部会」 「多様な学習ニーズ部会」
令和8年7月10日	第3回滋賀県立高等学校在り方検討委員会 ・論点設定による審議
令和8年8月頃	第4回滋賀県立高等学校在り方検討委員会 ・論点設定による審議
令和8年9月～10月頃	第5回滋賀県立高等学校在り方検討委員会 ・答申（素案）
令和8年11月～12月頃	第6回滋賀県立高等学校在り方検討委員会 ・答申（案）「将来ビジョン策定の指針について」

### ②ヒアリング

高校生	(令和8年4月1回開催 9人)
大学生	
保護者等	(令和8年4月1回開催 15人(小学生1人含む))
私立高等学校	(令和8年4月1校訪問)

大学  
子育て支援団体 (令和8年4月1回開催 6人)  
不登校相談支援団体  
その他各種団体 (教育関係団体、経済関係団体、福祉関係団体 等)  
市町、市町教育委員会  
学習塾 (令和8年4月1社訪問)  
県立高等学校管理職  
教員

③アンケート

生徒・保護者対象アンケート (対象想定：高校生、中学生、保護者 (小学生～高校生))  
県民対象アンケート

④附属機関「滋賀県産業教育審議会」の設置、開催 令和8年6月～10月頃

⑤県民フォーラム、地域ワークショップなどの県民との対話の機会の設定

⑥滋賀県立高等学校在り方検討委員会からの答申 令和8年12月 (予定)  
「(仮) 将来ビジョン策定の指針について」

⑦県民政策コメントの実施 令和8年12月 (予定)  
「(仮称) 滋賀県における高等学校教育と県立高等学校に関する将来ビジョンについて」

⑧県議会 (常任委員会) には、検討状況について適宜報告

⑨ (仮称) 滋賀県における高等学校教育と県立高等学校に関する将来ビジョンの策定・公表  
令和9年3月 (予定)

## 【第2回滋賀県立高等学校在り方検討委員会 開催概要】

### ■開催日時

令和8年3月30日（月）9時30分～11時30分

### ■開催場所

滋賀県庁 東館7階 大会議室

### ■出席者

会場出席委員 13名 原委員長、朝比奈委員、加藤委員、門田委員、蒲生委員、岸田委員、炭谷委員、中井委員、中野委員、藤田委員、森下委員、安田委員、吉嶋委員

オンライン出席 2名 生駒委員、永浜委員

滋賀県教育委員会 村井 教育長、上田 教育次長、北川 教育次長、岸村 高校教育課長、浅岡 魅力ある高校づくり推進室長

関係課 教育委員会事務局各課、知事部局関係課

### ■傍聴者数

10名



### ■開催概要

#### (1)協議「高等学校教育の役割について」

##### <委員からの主な意見>

- これからの高等学校は単なる知識習得の場にとどまらず、予測困難な社会を生き抜くための自立する力や他者と協働する力を育む場であると同時に、多感な時期の生徒たちが、失敗を恐れずに挑戦できる安心できる居場所をつくることが何より重要。
- 県立高校が果たすべき最大の役割は、学びのセーフティーネット。
- 経済状況や家庭環境、障害の有無に関わらず、全ての子どもたちを包摂できる公教育の責任が改めて問われている。
- 県内全域において、等しく質の高い教育機会を保障するという地理的な役割も県立高校ならではの重要な役割。

- 多様な背景や困り事を抱える生徒たちが、同じ空間でともに学ぶ環境そのものがこれからの共存社会、共生社会を生き抜くための土台になる。
- 私立高校は、それぞれの建学の精神のもとに、特定の分野に特化したカリキュラムや手厚いサポートなど、多様化するニーズに応えることができる特色ある教育の選択肢を提供するといふところが役割ではないか。
- 本県においては、県立と私学は機能分担と協働の関係へとシフトさせるべき。例えば、合同で滋賀県の地域課題解決プロジェクトに取り組むなど、県全体の教育力を底上げするパートナーとしての関係を築くことこそが、滋賀県における理想的な高等教育のあり方だと考える。
- 公立高校のあり方として、どの地域のどの学力の子どもの経済状況の子ども、特に一般教養の科目をしっかりと学べる環境が必要。
- 今の滋賀県の方向性を見ていると、特色を出すということを強く打ち出されてるとは思うが、これは、ともすれば子どもたちの道を狭めることにもなりかねないのではないかと懸念も少しある。
- 特色化を進めていくことで、入ってから「自分には合わなかった」「無理だな」となる子どもたちが出てくることを考えると、入学後に子どもたちが柔軟に進路を選べる、専門科の学校に入ったとしても、就職もできるし、大学受験もできるようなカリキュラムをしっかりと各地域で揃えていくことが必要だと思う。
- 親御さんも含めて、学びが専門化しすぎると、ちょっと避ける傾向があると思う。
- もう一度、普通科のあり方を見直すべきではないか。
- 高校は、子どもから大人になるころの橋渡しとなるととても重要な場所。
- 公立高校は、学校ごとに、進学するか、就職するかという色が結構残っている。中3段階で、将来に繋がる判断をするのは本当に難しいこと。
- 私立は進学を目指すコースや就職を目指すコースとかがあがるが、公立高校は学校ごとに色分けがあり、人によっては、そのことで選ぶ幅が狭まっていると感じる人もいるのではないかと。バランスのとれた学習ができる高校があれば、高校のうちに将来について考えることがよりできるのではないかと。
- 国の政策においては、特定の部分にこそ長けた人材を作るという方向性が高等学校に求められている。どこかの学校はバランスのある学校、どこかの学校はある意味尖った、専攻に特化する学校があってもいいと思う。
- 県立学校は学びを保障するというのが一番大事。
- 高校は、子どもたちがいろんな人間関係を形成していく上で、大事な役割を担っている。
- 今年の入学状況において、定員が充足していないところがあった。だからと言って、規模縮小をしていくということはどうなのかと思っている。
- 北の方から南の方に高校の進学が流れている。そのため、あまり生徒が集まらない学校のあり方をどうするのかということは議論にはなってくるかと思うが、子どもたちの社会にでる一歩手前の大事な場という観点で、学校の在り方を考えていかなければならない。
- 学校教育法では、小学校の目的は基礎的な普通教育を施す、中学校は普通教育を施す、という表現が出ている。高校教育は、心身の発達、進路に応じて高度な普通教育および専門教育を施

す、ということで、義務教育と差別化、明確に違う文言が使われている。加えて、社会において果たさなければいけない使命の自覚、健全な批判力、といった文言が使われている。

- 今後の議論の枠組みとして、高度な普通教育、専門教育となったときに、普通科における専門教育とは、また、専門教育をしている学校、商業高校や工業高校における高度の普通教育とは何なのか、という議論も必要ではないか。
- 前回探究学習の話が出たが、普通科における探究とか、専門学科における探究ということも考える必要があると思う。
- キーワードとして、「余白」の大事さ。探究活動の中で「余白」があるかどうか、学びの中に「余白」があるということが大事だと思う。
- 私立高校には建学の精神が根っこにあり、それを体現する人を育てるカリキュラムを実施していると認識している。一方で、公立高校は、良い意味でそれがない。私立のような建学の精神なるものはない。高校3年間の中で、生徒自身が自分自身の価値体系を作っていく、進路のことを考える、自らの人生を舵取りする力をつくる。公立高校の特色はここではないかと思う。
- どんな学校がどんな魅力を出していくか、選択と集中をしていく。公立ならではの「余白」の作り方、勉強の仕方を考えていくのが大事だと思う。
- 高校の普通科をどうするのか、専門学科をどう生かしていくのか、ということについては、どこの府県でもいろいろと議論になっているところ。
- キーワードとして、「オールインワン」の学校と「シンボリック」な学校、両方必要ではないかと思う。入ってからいろいろ考えながら可能性を探していける学校も、本県教育を引っ張っていくシンボリックな学校、それぞれ作っていく必要がある。広く薄くという発想ではなくて、オールインワンはオールインワンの在り方、シンボリックな学校はシンボリックのあり方を突き詰めていく、そのことが必要ではないかと思う。
- 定員未充足の状況を見ると、やはり地域によって偏在している。学校の特色づくりは、地域バランスを踏まえた検討が必要になるのではないか。

## (2)協議「本県の産業教育の在り方について」

### <委員からの主な意見>

- どういう魅力ある高校生を育みたいのか、という視点に立つことが非常に大事。
- 産業界からすると、普通科でも専門高校でも、近江商人三方よし、SDGsをベースとして、産業界と連携しながら、指導するということが大事なこと。
- 産業界と実学レベルで、滋賀県らしさのあるカリキュラムを作っていく。
- これからは、AI利用と外国人との共生社会。
- 国際的に戦っていける人材を出していかないといけない。
- コミュニケーションできる力を育てていく。
- 体験量、経験価値をつむ場の提供。座学だけでなく実体験の経験価値をつくっていかないといけない。
- 生徒が減って、空き教室がふえていくことをポジティブにとらえて、空き教室の活用方策として、企業のシェアオフィスを設置するなど考えてはどうか。
- 学校に、企業との連携を進めるコーディネーターを置き、高校教育に関心の高い地元の中小企業といつでも相談できる環境をつくる。出前授業にとどまらず、コーディネーターが伴走して広報までやっていってはどうか。
- 産業界が求める人材養成が高校でどの程度できているか、疑問に感じている。産業界が、どのような人材を求めておられるのかを把握しておく必要がある。
- 高専と工業高校のすみわけをしっかりと考える必要がある。それに応じて、どういう形で進路指導をしていくか。
- 出口の多様化ということだけでなく、しっかりと進路指導をしていく方がよいと思う。
- コミュニティスクールの関係で、いろいろとコーディネーターを通じて、地域とつながっていく取組がこれから進んでいくのではないかと。
- 学校と産業界のマッチングをいかに図っていくかがとても重要。
- 地元企業からは、なかなか高校を卒業した地元の子が就職に来てくれないという話を聞いた。PRをしているが、うまくマッチングしていかないということがある。
- 高校生の就職を産業教育においては重要視していく必要があるのではないかと。
- 専門的な学びの出口として、どういうところに就職できるか高校生に知ってもらいたい。
- 専門的な知識があると、進路もひろがることもある。
- いろいろな働き方があることを知って、そうした働き方をしている人たちと交流できる機会があるとよい。
- 生きる力は、働くというところでも非常に大事になってくる。
- 専門的なこと、ベースになる部分がこれからより大事になってくる。
- 大学生が高校教育の現場に入ることがプラスになる。そういった経験は相乗効果を生む。
- 大学側も発想を変えていく時期に来ている。
- アルバイトは社会につながる点でいいと思う。働く時間の上限を設けたり、成績の条件を付けるなどして、アルバイトを推奨していくことを提案したい。

- 高校生は、民間企業・産業界を知らないと思う。産業界からしても、大学生はインターンシップで受け入れているが、高校生とは疎遠、距離感がある。距離感を近くするという意味では、アルバイトもいいし、インターンシップなどの機会をつくって、単位を与える工夫をしてもいいのではないか。
- 短期のインターンシップだけでなく、長期の、6カ月くらいのインターンシップを実施してはどうか。実践的な学びになる。

### (3)協議「支援・配慮を必要とする、一人ひとりに寄り添った学びの在り方について」

#### <委員からの主な意見>

- 滋賀県内の外国籍生徒が増えている。また、小学校中学校のときに不登校で学校になかなか来れなかった生徒や、別室で特別な支援を受けたり、いろいろな配慮を受けながら中学校を卒業する子どもたちが年々増えてきている。
- 生徒一人ひとりの学びの場の保障、たとえドロップアウトしたとしても、途中からでも子どもたちの進路が保障できることをこれからも大事にしてほしい。
- 県全体として、子どもたちへのきめ細やかな配慮を重要視してもらいたい。
- 不登校や引きこもりの生徒に対して、どのような形でもよいので、「つながる」ことがすごく大事。
- 基礎学力の定着であったり、柔軟な単位取得の仕組み、機会を逸することなく、いつでも学びなおすことができる仕組みづくりも大切。
- 大津清陵高校の取組実績・ノウハウをしっかりと生かすことが大事。
- 教育ニーズを調査したうえで、大津清陵高校のような学校が、各地域にあってもいいのではないか。
- 今後、高校の再編・統廃合を検討されるのであれば、空き教室などのスペースをうまく活用して、小規模多機能型の学校を各地域に作ることも検討してはどうか。
- 一人ひとりに寄り添った学びの場づくりは、公立だからこそやるべきだし、できるのではないかと考えている。
- 中学校で支援が必要だった子が、高校に入ると通常学級になる。そのことの議論も必要ではないか。
- 高校進学後の生徒がどうしているのか、中学校はほとんど知らない。情報がない。公立高校の在り方を考えるこの機会に、議論したい。
- 特別な配慮や支援が必要な生徒が増えており、先生方のスキルやマインドが非常に重要になってきている。
- 特別支援学校では、1年生の時からかなり地域と連携してインターンシップのようなことを行っている。生徒のことを知っていただいたうえで、受け入れていただく流れを作っている。子どもたちは卒業すると地域に帰っていくので、地域とつながるという視点が非常に大事。
- 小さいころから支援学校に行っていると、地域とつながらずにきて、卒業後いきなり露になる。高等部を卒業した後、地域の中でどう認識されてつながりを持っていくのか、地域の中でどう暮らしていくのかも課題となっている。
- 高校生が、地域の中で参画する場を作ることが大事だと思う。講座とか意見発表というだけではダメでいかに実行するか。まちづくりに参加する、地域とつながっていくか。

## 「(仮称) 滋賀県高等学校教育改革実行計画」の策定について

### 1 策定等の趣旨

- 令和8年2月13日、国において策定・公表された、『『高等学校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン)～2040年に向けた「N-E.X.T.(ネクスト)ハイスクール構想」～』(以下「グランドデザイン」という。)において、都道府県において「高等学校教育改革実行計画」(以下「実行計画」という。)を策定することが求められている。
- グランドデザインにおいては、実行計画の策定に当たって、都道府県として目指すこれからの高校教育の在り方や国の支援を受けて推進する取組などについて、高校生の声を含む幅広い意見、地域別就業構造の推計、人口の将来推計などを踏まえたものとなるよう、総合教育会議や地方産業教育審議会等を活用し、首長だけでなく、関係部局、大学、地域の関係者や産業界と十分に連携・協働すること、とされている。
- グランドデザインにおいては、都道府県において策定された実行計画を着実に実現できるよう、安定財源を確保した上で、「高等学校教育改革交付金(仮称)」等の新たな財政支援の仕組みを構築することにより、地域人材育成の中心となる高校を広く応援し、高校生の学びを支援することとされている。
- 令和8年度、国においては、地域の実情に応じた公立高校等における今後の経済・社会の発展を支える人材育成に向け、取組を進められるよう、令和8年度から令和13年度までを事業期間として、実行計画に基づいて行われる公立の高等学校等の施設設備の整備に係る地方単独事業であって、グランドデザインに掲げる「専門高校の機能強化・高度化」、「普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化」、「地理的アクセス・多様な学びの確保」に資する施設整備の整備事業を対象とする、元利償還金に対する地方交付税措置のある「高等学校教育改革等推進事業債」が創設されている。

(参考) 財政措置 充当率90%、元利償還金に対する交付税措置率50%

※施設の新築、増築または改築については、交付税措置率30%

- 令和9年3月策定予定の計画においては、改革先導拠点における取組の他、滋賀県立高等専門学校の整備に関する取組も含めた内容とする。
- 令和9年度以降、「(仮称) 滋賀県における高等学校教育と県立高等学校に関する将来ビジョン」による取組等を踏まえ、必要に応じて改定を図る。

### 2 計画期間

令和9年度～令和13年度までの計画期間とする予定

### 3 今後のスケジュール(予定)

令和8年5月 常任委員会

令和8年6月～10月頃 附属機関「滋賀県産業教育審議会」の設置、開催

令和8年7月10日	第3回滋賀県立高等学校在り方検討委員会の開催
令和8年8月	常任委員会
令和8年8月頃	総合教育会議の開催
令和8年8月頃	第4回滋賀県立高等学校在り方検討委員会の開催
令和8年9月～10月頃	第5回滋賀県立高等学校在り方検討委員会の開催
令和8年10月	常任委員会
令和8年11月～12月頃	第6回滋賀県立高等学校在り方検討委員会の開催
令和8年12月	常任委員会
令和9年3月	常任委員会
	計画策定・公表

## 「滋賀県読書バリアフリー計画(第2期)」の策定について

### 1 策定の趣旨

「滋賀県読書バリアフリー計画」は、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」に基づき、「障害の有無にかかわらず読書を通じて豊かな人生を送れる滋賀」を目指す姿として、令和4年3月に策定された。

現行計画が令和8年度に終期を迎えることに伴い、次期計画の策定を行う。

### 2 計画の枠組

(1) 計画期間 令和9年度から令和13年度（5年間）

(2) 計画の位置づけ

○「読書バリアフリー法」第8条第1項に規定される視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画（努力義務）

○国の「読書バリアフリー基本計画」（令和7年3月第二期策定）と整合性を図った計画

### 3 策定の進め方

○学識経験者、障害当事者団体および支援団体、関係機関等から意見聴取を行い、「読書バリアフリー計画(第2期)の検討にかかる関係者協議会」において協議し、策定を進める。

### 4 今後のスケジュール

令和8年	6～7月	第1回関係者協議会
	8月	第2回関係者協議会
	10月	常任委員会（計画骨子案）
		第3回関係者協議会
	12月	常任委員会（計画原案）
	12月～1月	県民政策コメント
令和9年	3月	常任委員会（最終案）
		計画策定・公表

## 次期「(仮称) 滋賀県立図書館基本運営方針」の策定について

### 1 策定の趣旨

これまで滋賀県立図書館では、平成30年3月に策定した「これからの滋賀県立図書館のあり方」(終期令和9年度末)を基本運営方針として、「全ての県民へ向けた図書館サービスの提供」を自らの役割として取り組んできたが、県内の図書館を取り巻く状況や県民の生活の変化に伴い、求められるサービスも多様化している。

こうした状況を踏まえ、次の10年のサービスの基となる新しい基本運営方針を策定する。

### 2 本件の枠組

(1) 期間 令和10年度から令和19年度(10年間)

(2) 位置づけ

○図書館法(昭和25年法律第118号)第7条の2による「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成24年文部科学省告示第172号)に基づく図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針(努力義務)

### 3 策定の進め方

○県民および学識経験者、関係団体等、子どもを含め幅広く意見を聴取し、「滋賀県立図書館協議会」における協議を軸に、策定を進める。

### 4 今後のスケジュール

令和8年6月	第1回図書館協議会
令和8年10月	常任委員会(骨子案)
令和8年11月	第2回図書館協議会
令和9年2月	第3回図書館協議会
令和9年3月	常任委員会(原案)
令和9年3月～4月	県民政策コメント実施
令和9年6月	常任委員会(最終案)
	次期「(仮称) 滋賀県立図書館基本運営方針」策定・公表
令和9年6月～	「行動計画」(サービス実施計画)作成
令和10年4月	次期基本運営方針運用開始